

第94回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和5年8月15日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所 久賀庁舎 3階 会議室

3 出席農業委員 (14人)

- 1番 宮本 平
- 2番 岡崎 裕一
- 3番 大谷 正樹
- 4番 沖村 和哉
- 5番 角井 雅之
- 6番 小柳 貴史
- 7番 袴田 光夫
- 8番 大内 清香
- 9番 岡村 淳史
- 10番 藤元 敬介
- 11番 東谷 邦夫
- 12番 沖 貴美枝
- 13番 田中 豊文
- 14番 廣岡 隆義 (会長)

4 欠席農業委員 (0人)

5 出席要請農地利用最適化推進委員 (0人)

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

審査会1 農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正について

報告事項1 農地現況証明願による現況証明について

その他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 晴彦

書記 小田 康雄

書記 泉口 洸平

書記 今村 竜太郎

事務局長 定刻となりましたので、只今より第 94 回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いします。

会長 お疲れ様です。新体制になっての最初の総会となります。よろしく申し上げます。柑橘農家からいうと雨を持っていたことがあって台風 6 号がたしか 20 ミリ、30 ミリは欲しかったところですが 20 ミリしか降っていません。今日も多少降るのかなと思ったらパラっただけで終わって 17 日がどこまで降るのかなと期待しているところです。ちょっと干ばつ気味になっているからどうなるのか。稲作農家も今後の水が気になるところかと思えます。本日の附議事項は、議案 4 件、審査会 1 件、報告事項 9 件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は 14 名、本日の出席委員 14 名、欠席委員 0 名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は 0 名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員 1 番宮本委員と、2 番岡崎委員によりしくお願いいたします。では、新体制となって最初の通常総会ですので進行手順について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それではご説明させていただきます。この総会でのご発言は、議事録作成のために録音させていただいております。議事録作成のために誰が発言したのかをわかりやすくするために、発言される場合は発言する前に番号とお名前を言ってから発言をお願いします。委員さんの番号は名札プレートに書いてありますので、ご確認ください。

次に、お配りしております議案書を見ていただければと思います。1 枚めくっていただくと本日の議事日程が記載されております。次頁に議案の詳細があります。流れとして、まず議案等の説明を事務局がします。その後に担当の農業委員さんから補足説明をいただきます。その際に 1 番の方なら「1 番〇〇です。」と言ってから説明を行ってください。そして補足説明の後に質疑応答に移っていきませんが、質問のある委員の方もまずは挙手をしていただいて、議長が〇番〇〇委員とお呼びしますので呼ばれた委員さんは自分の番号と名前「〇番〇〇です」と発言後質問等を行ってください。説明は以上です。

議長 それでは、議事に入ります。日程 1、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 No. 1 について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、周防大島町西屋代●●●●、譲渡人、埼玉県三郷市●●●●、申請地、大字西屋代、字六郎、地番●●●●、地目田、面積 891 m²他 3 筆合

計 1, 913 m²です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在 42, 071 m²、取得後は 43, 050 m²です。

それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1 ページから 5 ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており自身での管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が利用権の設定により借り受けている農地に加え、他の農地もあわせて譲受けようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 6 号の地域調和要件ですが、従来通り管理耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 10 番藤元委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10 番 該当の農地につきましては地図で見てもらうとわかりやすいですが土地は一つにつながっていたもので後で道を付けたものです。●●●●番地は現在田として使用されています。●●●●番地はその飛び地になっているところで耕作には適さないのですが付随の土地ということです。●●●●番地は昨年重機を入れて伐根等をしているのを確認していますので今後農地にする予定はあると思われます。●●●●番地は伐根後草刈り等はあまりしていないようですがそのうち農地にするのではないかと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。角井委員。

5 番 売買価格の所で確認させていただきたいのですが、●●●●円というのは全部で●●●●円ですか。1 平米ではないですね。

事務局 お知り合い同士で最初は無料ということでしたがそれではちょっとということで●●●●円で全体という話は聞いています。

議長 他にご質問がありましたらお願いします。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町小松●●●●、譲渡人、周防大島町小松●●●●、申請地、大字小松、字中ノ木、地番●●●●、地目畑、面積1,214㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在44,790㎡、取得後は44,790㎡です。

それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、6ページから10ページをご覧ください。本事案については、利用権の設定により貸し借りしている当該農地を、相続に伴い、譲渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が応じるものであります。

まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来どおり、柑橘を中心に栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の7番袴田委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

7番

譲受人は農業に非常に熱心で携わっています。今回譲渡人のご主人が亡くなり耕作ができないということで譲受人はこの近所に住まいがあり畑を買い求めて新たに果樹を手掛けていきたいということです。

議長

ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町地家室●●●●、譲渡人、周防大島町地家室●●●●●、申請地、大字西方、字上田布、地番●●●●●、地目畑、面積339㎡です。契約の内容につきましては、贈与による所有権の移転です。経営面積は、現在330㎡、取得後は669㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、11ページから14ページをご覧ください。本事案については、農業以外の仕事が忙しく、耕作が難しくなった当該農地を、申請地と隣接し現在耕作している農地と一緒に耕作したい譲受人が応えるものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、従来通り柑橘を栽培する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長

引き続きまして、地区担当の1番宮本委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番

11日に推進委員の山根さんと一緒に現地を確認して譲受人の話を伺うことができました。この土地は2年ぐらい前に譲渡人の所有になっていますが親戚の譲受人がこの畑の隣に畑を持っています。もともとはこの畑しか持っておらず売買しようにも三反の制限があってできなかったのですがそれが撤廃されたことと息子さんが近いうちに帰ってくる予定があるということで先に所有を整理したいということで今回の申請に至ったということです。もともと譲渡人が畑を買ったときに新しく苗木を植えられていたので今

は幼木が植わっていて順調に管理をされていたのですが譲受人に引き継がれて管理されていくと思います。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町久賀●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大字久賀、字伊領上、地番●●●●、地目田、面積210㎡です。契約の内容につきましては、売買による所有権の移転です。経営面積は、現在2,992㎡、取得後は3,202㎡です。

それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。初めに訂正がございます。議案説明資料15ページをご覧ください。譲受人及びその世帯員等について、譲受人の妻が記載されておりませんでしたのでお詫びの上、ご報告いたします。譲受人の妻、職業、農作業経験年数、通作距離、年間農作業従事日数については、譲受人と同じとなります。申請書原本は訂正しております。それでは、議案を説明させていただきます。資料は、15ページから19ページをご覧ください。本事案については、遠方に居住しており自身での管理が難しい農地を譲り渡したい譲渡人の要望に対し、譲受人が住居に隣接している畑を譲り受け効率的に耕作しようとするものです。

まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後、農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第6号の地域調和要件ですが、季節野菜を耕作する計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の12番沖委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

12番 譲受人とはお話していませんが園地を見に行ったところ家が目の前で畑として作られていました。問題ないかと思えます。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、日程2、審査会1、農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事前に送付しております農業経営基盤強化の推進に係る基本構想の改正につきまして、周防大島町長より意見照会が当委員会にあり、本日お諮りする次第です。

では、事前に配布しております資料についてご説明させていただきます。この基本構想は、地域において育成すべき効率的で安定的な農業経営の指標や、農業経営者に対する農用地の利用目標、または経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定めているもので平成18年に策定し、おおむね5年ごとに見直しを行ってきたところであります。今回の変更については、農業経営基盤強化促進法の改正に伴う変更であり、変更となった内容は、農業を担う者の確保及び育成に関する事項、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項、地域計画に関する事項が追加され、利用権設定等促進事業に関する事項及び農業従事者の養成に関する事項が削除されております。また、地域計画の策定が法定化され、これまで地域農業の将来の在り方を示し作成されていた「人・農地プラン」が、「目標地図（10年後の農地の耕作者を示した地図）」による地域計画の策定することとなります。なお、地域計画の策定は、令和5年度から令和6年度の2年間で行われるものであります。この基本構想を定めるときは、農業委員会の意見を伺うと農業経営基盤強化促進法施行規則第2条において定められていることから、周防大島町より照会されたところであります。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。本案に異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本案を承認することに決定いたします。続いて、日程3、報告事項1、農地現況証明願による現況証明について、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項1、農地現況証明願による現況証明についてご報告いたします。小松、久賀にて9件の現況確認を行い、非農地の判断をいたしました。理由は備考欄のとおりとなります。各農業委員さんにご確認いただきましたのでご報告いたします。資料は19ページから27ページをご覧ください。なお、No.2～No.9については、建設残土置場の計画が予定されている農地について、事前に申請者側から相談があったため、会長並びに地区担当委員と協議し、現地を確認したところ周辺に耕作農地等もなく営農への支障もないことから、今回の手続きに至った経緯がございます。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。田中委員。

13番 No.2以降申し出があつてと説明があつたんですがちょっと聞き取れなかつたんで再度どういう申し出があつたのかご説明ください。

事務局 建設残土置き場の計画を予定していてそこに農地があつてただし現況が山林なので現況確認願の手続きをお願いしたいという相談があつた経緯です。

13番 残土置き場ということは事業主体がいらっしゃるんですよね。それはそれで理解はしたんですがこのそれぞれの土地が例えば20年以上耕作していないからというような要件で現況確認が出ていると思うのですがその辺はどういう風な判断でされているんですか。

事務局 まず登記簿上の農地について確認させていただいて、一つ目は農振農用地区域かというところを確認させていただいたところ農振農用地区域ではなかつたです。続いて農家台帳で今の現況について確認したらB分類の荒廃でした。周辺農地は現地を見ないとわからないということで会長と地区担当委員で現地を確認してそこから協議したうえで今回の手続きでということで話を進めさせていただきました。

13番 判断基準とかどういった基準で現況確認をしているのですが。さっきい

ったように例えば20年以上荒廃しているから畑として使われてないから非農地判断するかそういうのがあると思うんですがそれはこの場合はどの理由というか基準に該当して現況確認をすることになったんでしょうか。

事務局 手続き自体の所有者から現況確認願という書類が出てきた場合に受け付けられないということはないのでそこは受け付けるということで。あとは現況が見てみないとわからないので、20年、相当年数経っているという話は伺ったのですが例えば20年なのか30年なのかというのはもう全体が一体的に山林化してしまっていてわからないのですが10年20年どころの話ではないかなというほど現況が荒廃してしまっているというところで現況はあくまで非農地という判断をさせていただいたところです。

13番 非農地の判断をするときに何項目か基準があると思うんですが例えば20年以上耕作放棄されているから非農地判断に該当しますということなのか他の何か理由があるのかその辺をお聞きしたのですが20年以上経過しているということでもいいんですか。

議長 この点は私の方から説明していいですか。例えば田中委員が現況確認をするときに山林であるという状況に認定するときに年数で判断していないですよ。そこと同じやり方。今回は20年でどうこうという確認をしてないからということで現況証明しているわけではない。現況が完全に荒れているということで確認しました。

13番 じゃあ現況を見てこの非農地判断をしたということ。手続き的にはそういうことでもいいんですかね。非農地判断現況確認をする際には例えば20年以上とかこういうことに該当するから現況確認をして非農地判断をしますよという基準というかそれがあると思うんですがそうでなくて周防大島町農業委員会の場合はあくまでもそういった経緯ではなくて今の状況で全部判断するという基準があるんならそれを説明してください。

事務局 判断基準として相当年数経過し山林化してしまった場合は非農地判断する。最終的には農業委員会の判断になる。20年30年50年など年数の縛りはない。相当年数が経過しというところまで。

議長 年数は確認していないということ。

事務局 確認はできません。

13番 あくまでも現状を見て農業委員の判断で非農地判断をしますよというのがどこかに明文化してあるのならそれでいいかどうかわからないが。他の自治体

の農業委員会では非農地判断をするための基準が何項目かあって今覚えてないですけどその一つに20年以上経過した農地ということでその20年をどうやって証明するかといえば例えば評価証明などの書類をつけてそれは形式的になるかもしれないけどだしてくださいよとなっているんですけど。それがいいとか悪いとかでなくて周防大島町農委員会の手続きはあくまでも現状で農業委員の判断で決めるということでもいいんですかと。悪いという意味でなくてそれでいいんですねとそういう基準があるんですねということをお聞きしているんです。

議長 田中委員が今まで関与した現況証明に関してすべてそれをチェックされたのですか。

13番 してないですよ。

議長 逆に言えばそれを求めているから。

13番 求めてないならそういう基準があるのですねとあるんならいいけど。私がないのに判断していたのならそれが間違いですよ。適正でなかったということになるし。そもそももともとの基準が示されてないから何とも言えませんよ。これはもう荒れてるねという判断を現地で確認しただけですからそのもととなる資料を見せてもらっているわけでもないし申請書は見ましたよとだけとそれに20年経過しているとかなんとかそういった資料はついていないし。以前皆さんの担当でないときに現況確認を出したときにはたとえば平成20年以降荒廃していますと畑として使用していませんと申請書を出したときにこれではちょっと短すぎるからもっと長期でないと認められませんという説明を受けたことがありますのでその辺が基準としてどうなのか。いい悪いではなくて基準があるんだったらここでちゃんと示してください。あくまでも農業委員の現地の見た目の判断でということであれば。

議長 年数基準はないということ。

事務局 年数基準のおおよその手続き的なのはあるんですけど、20年とかいった明確なのはないです。相当年数。

議長 相当年数の判断の仕方をどうするか。

事務局 今までは最終的には農業委員3名でそこを判断してもらって、農業者さんの目線で農地として難しいということであれば非農地で。あくまで行政サービスの一環というところですね。

- 5 番 今では年数縛りでは相当年数というのは第一にある。
- 事務局 そうですね文言的には相当年数。それが実際には何年というのはいないですね。
- 5 番 そこをちゃんと作るのかぼやかしたまんまであくまで農業委員会主体に管理していくかという話。今の話を解決しようと思ったら。
- 事務局 作ったとしたらそれを判断するための客観的な書類といいますか証拠というのが必要になる。いつから作らなくなったという証明は難しい。
- 議長 それが証明まで求めるようになる。
- 1 3 番 今回の場合残土処分場ということでこれまでもあったと思うんですがこれからソーラーとか荒廃農地が増えているからこの手法を使ってどんどん開発が進められる可能性もあるから農業委員会としてはいどうぞというような姿勢でやるのかそれともあくまでも厳格に求めていくのかそれは抑制できるかどうか農業委員会にそこまでの例えば残土処分場を作るなという権限はないにしてもそこを抑制的に考えるのかという部分については一定の責任があるのではないかと思うから申し上げてるんで。結局これが右から左へ通るようになると色んな開発がソーラーも含めて行われてくる危険性が実際にあると思うんですね。町内で。それを農業委員会は農地を守るためにあるんだから理想論であってもそこは一定の抑制をかませるようにしなきゃいけないんじゃないのかこの手続きを緩くする理由はないんじゃないかと思うんですけど。
- 5 番 現況証明ではじこうとすると今相当年数がすごいぼやけてしまって、これを現況証明通してしまえば農地からは外せるっていうシステムがあるにはあるっていうのが引っ掛かっているところだと思う。相当年数の所ある程度きれいにしたいほうがいいのはいいと思う。そういう意味でいうと確かに。
- 議長 私が絡んだ案件で現況証明願があってまだ草刈りをやったら畑に戻るという感じなら現況証明を蹴った例もないことはない。相当数という定義をどうするのかその現況を状況によって個別案件で判断をするということしかないんだろうと思っているのですが。今回についてもハードを入れて更地にすればなんぼでも農地になる。大規模に機械を入れて農地っていう話ならお金はいくらかかるかわからないが。そこをどうするのかという話。
- 1 3 番 だからちゃんと基準がある農業委員会もあるんですよ。ネットで見てみればわかりますけど。それがいいとかだめとかではなくて同じ現況証明の制度があって厳格に細かい規定があるところとここみたいに農業委員の判断ですよ

ということくらべるとどうしてもこっちが緩いんじゃないかという印象を受けるんですね。

3 番 あくまでも現況の証明確認なので現在どうなのかが大事だと思うんですが。何年前まで作っていて今作っていない、でも1メートルくらいの木が生えていてこれを農地に戻せというのはちょっと無理だと思います。それとそれを誰がやるのか。例えば農地に戻してくださいと農業委員会がいった場合誰が戻すんですか。地主。地主はもうやる気がないから荒れているわけで。もう農地に戻らない畑を作らないのだったら農地ではない。あくまでも現況の確認っていうことは現在を見てそのために農業委員が3人行って判断するのではないかと思うんですけど。

1 3 番 それでいいのであればそういう基準があるべきではないですかと。この農業委員会として。年数を規定している農業委員会もあるけど周防大島町農業委員会の場合はあくまでも農業委員3名の判断でという基準が明文化したものがあんならいいんですけどないであればそれを作らなければいけないんじゃないんですかねとそこを言っているんです。畑を戻すとか戻さんとかでなくて基準の部分をきちっと明文化して作ってから農業委員会で判断せんとなんかうやむやというか判断基準が何に基づいて判断したのかじゃあ農業委員3名の判断ですよというならそれでもいいですけど判断するっていうのはどこにあるんですかって言ったらありませんじゃあ通らないんじゃないですかと。

議長 それが相当年数という話。

1 3 番 3名で判断しますよというところがどこかに明文化してないと例えば今日配られた中にうたってあるとか。

議長 3名というのは決まっているはず。

1 3 番 その判断で非農地が確定しますよということがうたってあるならなぜ総会で出しているのか。

議長 これは報告事項ですから。

2 番 確かに判断基準がないとこの人では厳しくこの人では緩く判断されたということがでてくるのではないかと。私たちも判断基準がないのにここはダメここはよいというのは正直荷が重いような気がします。判断基準というのはきちんと作っていただければと思います。

- 議長 過去に現況証明を蹴った証明願があつてそれは現況山林ではないと定義したのは草ぼうぼうにはなつておつたけどそれは草刈りをすればなんぼでも農地に戻るから蹴つたという例は確かにある。樹木が植わっていたらなかなか難しいという話になった。現況願いが出たのが全部が全部そのまま認めているわけではない。その状況を判断してというのが今までの案件。
- 13番 それでいいんですがそれでいいつていうことを明文化しておかなければいけないのではないんですかと。基準がそれなら。
- 5番 今までの前回までの農業委員での現況確認の基準として農地の荒廃ってA分類とかあのあたりを一つ基準に現地に行ってA分類B分類とか森林の様相を呈しているこれはもう荒廃地ですね農地ではありませんねというのをやってきたと思うので。今期から入られた方はその基準は確かに持っていないのは持っていない。これからタブレット使って農地の現況確認をしていきますよね。あれに添わせるように審査してくださいねつていう一文くらいはあつていいのかなと今話を聞いていると思います。口頭では今までもこういう基準でやってくださいねつていうのは聞いていたのでやっては来てるんですけど。紙としてそれをいただいた記憶つていうのはどうだったかなといわれると確かに。もしかしたらフィーリングで荒れているような気がするからでやっていた方がいないとは限らないしつていうのはある。みなさんA分類B分類に沿ってやってるとは思うんですけど。こういう基準で現況確認をしてくださいねつていうのを出した方がいいかなと思ひました。
- 議長 現況確認をするためのA分類B分類その説明を次回お願いできますか。農業会議の研修会が9月にありますが。
- 事務局 利用状況調査の際に荒廃についての説明はさせていただこうかと思ひます。9月4日と5日で、去年もそうだったんですが農業会議の研修の時にもあります。
- 議長 角井委員からあつた農地であるという状況、ちょっと荒れ気味だけど手を入れれば農地に戻るであろうというA分類、荒廃地B分類、それくらいの説明は現況確認をしてもらう前に説明会を行います。そこで農地の状況判断をする基準をお示ししますのでそれを参考にしてほしい。同じく農業会議が農地の状況を判断する基準つていうのをまた説明申し上げますのでそれも参考にいただければそれが明文化した基準つていうことになります。
- 1番 今話で研修会とかで基準は教えてもらひましたつていうことでいいと思ひますけど。今現状現況確認願が出たときにまだ研修を受けていない委員が担当になつた場合研修を受けていないのに行かざるを得ない状況が出てくると

思うんですけど。

事務局 そこは個別にお話しさせてもらってます。

1 番 判断基準を教わりました。そういうのが一筆ないと振り返ったときに妥当な判断をしたのか確認できない可能性があると思うんですが。選ばれた3名は書類を見たらわかるんですけどその人たちが切り替わり時期でちゃんと指導受けているかといわれたら。

事務局 農業委員さんのお力を借りる方だと思うんですよね。草刈りすればこれは済むよとか助言をいただいてというところもあるんで。

1 番 3人いれば1人初めて指導を受けた人がいても何とかかなと思うんですけどちょっとうやむやだというところでどこまで判断をキッチリしたと根拠として残るものなのか。うやむやにするのかきちっとここまではやれてますって線を引くのが明確ではないなと思ったので。

議長 農地の現況を判断するため A 分類 B 分類に関しては各年度で研修会はずっと開いている。その中で出席状況を確認すればあくまで署名までは求めてないから。

1 番 実績っていうか通していけばだんだん身についていく能力だと理解はしているんですけど。今わからないって状況の委員さんもいるってタイミングでの話なのでその時に現況確認願が出てどう対処するかっていうのはあっていいんじゃないかなと思います。

議長 来月頭の段階で現況判断するための基準 A 分類 B 分類耕作地である荒れ始めている、ちょっと手を入れれば復活できる畑、荒廃地であるという判断は研修会の中ではご説明申し上げますからまずはそれを受けてもらうことになるんだろうと思います。基準としては年数表現ではなく相当年数、相当荒れてきているという表現しかないんだろうと思います。それで認めるということでも今後ともそのまま進めたいかと思うんですが。2023年版農業委員業務必携を皆さんにお配りされていると思います。利用状況調査の見直しポイントということで項目立てがされていてその中で農水省が示す遊休農地とは判定基準というのがあります。そういう基準が私たちが判断する基準になるということでそれが明文化した文書ということになります。国が定めた基準。

1 3 番 質問の仕方が悪いのかもしれませんが私が申し上げているのは現状でいえば委員が3人で現況を判断し年数が経過した証明となるような書類は一切要ら

なく不用であくまで農業委員3名の現地を確認した判断で非農地判断をするということが明文化してあるということといいんですね。

議長 3人基準は明文化されている。

13番 3人が判断して非農地の基準になるとその他の書類は必要ないということといいんですね。あくまでも3人の判断で非農地判断をするんですよということが明文化してあるから他の書類等は必要ないということといいんですね。3人の判断が絶対基準でほかの書類はいらんですよと証明書類みたいなのは提出する必要がないという基準であるんだという説明でいいんですね。

議長 別途申請書類まで添付して申請してくれということはお願ひしていないし、それは確定していると思うんですけど。現況3人で合議制で決定するというのは明文化されている。それぞれの判定基準に関して国が定めている判定基準も基本的にはある。それで現況確認をする。申請書類までは求めていない。申請者もできないと思う。耕作不能農地に関しては何年荒れてるか証明しきれない案件ばかりだと思う。地権者も荒れた状況になっているのをわかっていない。最低限荒れているという判断を定める基準は国の基準がある。3人で合議制になるということはお明文化されている基準がある。それに基づいて今後とも農地の現況判断を行っていくということになるということに収めたいと思うんですが。他の地域ではというのは基準があれば教えてください。他に何かご質問がありましたらお願いします。角井委員。

5番 19ページの現況確認願で平成9年に宅地として農地転用しているため農地性は失われているというのは違反転用でこうなっているのか申請は通ったんだけどちゃんと登記してなかっただけか。

事務局 手続きは済んでいます。登記はそのまま。

5番 登記をし忘れていたみたいなの。

事務局 そうです。

議長 他に何かご質問がありましたらお願いします。特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 地域計画について簡単に説明させていただきます。お配りしているA3の資料で大字の番地やセンサスの地区を一覧化したものです。地域計画という抽

象的な言葉を初めて耳にしましたという方も中にはいらっしゃるかもしれませんが、簡単に説明させていただくと地域計画を令和6年度末令和7年3月31日までに作らなければなりません。その計画の中身は農地と呼べるものすべて町内全域について現状と10年後の方針を地図上でだれがどれぐらい作るのかというところを簡単に見える化するというものです。計画を策定するにあたっては地域での理解が必要になってきますので話し合いの場を積極的に持つ必要があるということです。町内全域というところですのでそのエリア分けをA3の紙で示しているわけでこれはあくまで案なんですけど大体これくらいのエリア、事細かく分けていったら分けられるんですけど、大体ざっくり8つのエリアに分けて丸の番号は取り組んでいく順番ということで示しているところです。今後該当する地区での会議が開かれる際には農業委員さん推進委員さんの地域会議への出席とご協力をよろしくお願いしたいということで今日この会議で簡単にお話させていただきました。

議長 その他事務連絡を先にしてください。

事務局 今回、委員さんよりご要望のありました、周防大島町農地法関係事務処理要領を作成しましたのでお手元に配布しております。皆さんお時間のあるときに確認をお願いします。次回総会開催日は9月15日金曜日午後1時30分から場所は久賀庁舎3階会議室です。議案送付は9月5日火曜日を予定しています。先日文書を送らせていただいたんですけど農業連絡会議の開催についてということで9月の4日と5日午前午後に分けて旧町単位で開催します。議題については農地利用状況調査についてとタブレットの使い方についてとなります。各地区の農業委員さんと推進委員さんが顔合わせとなる最初の会議となりますのでぜひご参加のほどよろしくお願いします。欠席される方やほかの地区の会場に参加される方はまたご連絡ください。

議長 農地の状況を調査してもらう活動展開が来月9月から10月頭までその説明会が9月4日5日ということでご理解ください。荒れているところ栽培されているところそれぞれ圃場見てもらってそれぞれの判断をお願いするようになります。その活動をするための勉強会ですから4日5日は旧町単位で行われますからご参加ください。議案ないし報告事項は以上ですが他に何かありましたらお願いします。角井委員。

3番 今回入れ替わりがあって推進員さんもだいぶ入れ替わりがあると思うので次の入れ替えの時意識してほしいところなんですけど推進員さんの連絡先が分からないといってみようねができないんですよ。向こうと私の面識がないので連絡先ないっていうと案件来たけどどうにもならん役場に問い合わせるといようないらん手続きになるんで決まった段階で最低限地区の推進員さんの名前と住所と連絡先くらいは了承をとってお互いに告知してもらえると助

かります。

事務局 農業委員さんは推進委員さんに携帯番号とかを教えてもいいですか。よろしければ推進委員さんから農業委員さんに挨拶なり電話をしてみてもらうよう言うことはできる。

3 番 電話では忘れてたら終わっちゃうんで役場の方から紙でいただけるか。任命式の時に全員集まってもらって面通しをしないといきなり行っても誰ですかとなるので。案件出てきたときも私たちの方からの形になると思いますので。

事務局 今回初めて委員さん推進委員さんになられた方で担当の議案があった際には事務局の方で連絡させていただいて対応させていただいたら。

議長 連絡体制の取り方は次の研修会で集まったときに協議するというので。他に何かありましたらお願いします。田中委員。

1 3 番 事務処理要領なんですけどこれが私が前々から言っているマニュアルに対する答えということでよろしいですか。例えば138ページに通作距離というのがあるんですがこれをどうするのかというのを決めるべきではないのかというのを前々からマニュアルとかで規定した方がいいんじゃないかということをお願いしていたんですがこの事務処理要領の中に通作距離をどういう基準にするかというのがあるんですか。それと申請書の許可した案件の管理を誰がどのように管理するのかと図面と現地が違っていた場合にどういう誰がそれをチェックしてどういう処理をするのかというようところが明文化されているんでしょうか。

事務局 これはあくまで権限移譲を受けた中での事務処理要領なので。

議長 審査をした案件の中での記録を管理しなければならないのは県の要領で明文化されている。それを書き直したものがこれに入っている。許可した案件に関していつまでにやらなければならないその進行管理をするのがこれに基づいて事務局がする。これは県の段階でも一緒ということで理解している。通作距離は農地法が決められている。

事務局 通作距離は農地法です。

議長 農地法で明文化されている基準がある。いくらが妥当なのかという話。厳密に何キロメートルかは。朝一大島に入ってきて通作でやりますといっても本人がやると言ったらやる。

- 1 3 番 通作距離はないということ。
- 議長 農地法が定めているかどうか。国の方の基準だから。農地法施行基準で作っているかどうかだが。周防大島町が単独で決められるものではない。
- 1 3 番 法令でどういう風に定められているかは今はわからない。今までの審議の経過でいえば結局大阪でも帰ってこれる本人ができますといえばそれでオッケーという感じだったと思うんですが以前は私が農業委員になる前には基本町外はだめですよとせいぜい県内っていうような説明を受けてきた覚えがあるんですが。法令にあるんだったら提示してもらえばいいし。
- 議長 市町村が単独で決められるものではないし完全に法と思う。市町村によって通作基準が違うならかえっておかしい話になる。
- 1 3 番 本当は通作距離の規定はないということで。それと管理の面はソーラーを設置してフェンスを周りに設置しますと計画があるけど現場を行ってみたらイノシシの防護柵が設置してある。これもフェンスといえばフェンスかもしれないですけど。その辺は問題ないのか。フェンス自体を図面にはあるけど設置してない場所もあるし図面にはない擁壁石積みみたいなのがおいてあるところもある。図面自体にないから計画とは違う施行が行われているところもあるんでそういったところを農地法上それでもいいですよと。
- 議長 それはおかしいからかえって指摘をしなければならない。逆に言えば気づいている農業委員が現地をわかっているのなら指摘すればいい話。
- 1 3 番 農業委員が直接担当でもないのに。
- 議長 担当の農業委員に伝えてもらえばいいのでは。
- 1 3 番 担当の農業委員に伝えて指導してもらおう。事務局は通さなくていいのか。
- 議長 農業委員が現地をみておかしいんならば指摘をして担当委員に伝えて事務局が同行するかどうかは別として指摘をすればいい話。
- 1 3 番 担当委員に言うということですね。現場の管理を定期的にする必要はない。
- 議長 補足意見はその担当委員が説明しているはずだからその進行管理をチェックするのは委員がわかっているのならその方がする。
- 1 3 番 だれが担当だったのかはわからないですけどね。事務局に聞かないと。

議長 地域がわかれば担当委員はわかる。この前担当地域を渡されたでしょう。

13番 それは見つけた人が調べて担当委員に連絡するというのでいいんですか。いいとかわるいとかでなくてどういう流れでやるんですかということ。

5番 調べてわからなかったら地図でここなんだけどって農業委員さんの担当はだれか事務局で聞くのは別にわるいことではないと思うんで。それは別に各々でやっていただいたら別に事務局も自分で調べてくださいとは言わないと思うんですけど。

11番 先ほど計画エリアというのがありましたので。今年の3月ごろ人・農地プランでアンケートを取りましたよね。あの集計はどのようにまとめているんですか。まだ全然何の返事ももらってないんですけど。

事務局 今アンケート結果をデータベース化しています。これから協議の場において地図に落としてデータを反映させたものを見ていただいといるところですよ。

議長 この前の人・農地プランに係るアンケート調査に関しては色んな指摘があつてやっているとやっていないところがある。やっているといるところは事務局でデータベース化している。最終的にそれを色んな計画の中に活かすという話になって行く。

11番 その集計はある程度取りまとめた中身を教えてくださいよ。うちの地区では人を集めてアンケートを書かしたんですから。その中身を全然知らないし。

議長 いずれにしてもこの秋、吉浦地域に入ってそのデータを持って行って計画協議をすることになる。そこの段階で生かされる話になる。来年度末までにつくらなければならない地域計画ですから。現時点でのアンケート調査をもとにして地図に落としていって秋、吉浦地区どうなるんかねという話を協議するようになります。その時生かされるデータになる。

11番 アンケートの為に召還して会合を開いたんですよ。その時のアンケートでどのような取りまとめをされたのか結果を教えてください。その連絡が何もなければ。

議長 データベースされているものがあるので委員さんにお返しいただければと思います。どこまで整理されているか次第で。

1 1 番 あれはどのような名目でまとめようとしたのか趣旨がわからない。簡単な取りまとめの集計だったから。何を狙いとしてアンケートを書いたのかよくわからない。

議長 今回の地域計画で地図に落とし込まなければならないというのがベースになっている。そのための手法が今回のアンケート調査。ここの畑に関してはだれがやるよということを実体化するのが今回の地域計画で求められている。それを今回のアンケートの中で出てきた意見をもとにして地図の中に落とし込む。地域単位での話し合いはまだ1回2回で済むとは思えない。今回一覧で出てきてまずは第一段階沖浦へ入りましょうとおるから。沖浦も1回2回で済むとは思えない。というのがこれから2年間にやらなければならない活動。

5 番 アンケートって適当に20枚くらい渡されて適当に配ってねって感じでアンケートにも何にもならなくなって空中分解した。

1 1 番 うちの場合は違いますよ。全員を集めて説明しながら今後の方針について話し合ったんですから。簡単にやったわけではないですから。

5 番 私の所はだれに配ればいいもないこっちの主観で配ってくださいってなってるからデータとしてとれんよねって一回差し戻しました。

議長 他にご意見なりご質問がありましたらお願いします。

1 3 番 今のはどうなるんですか。やったところと。

議長 1回では終わらないから。あと2, 3回現地に入らなければならない。現地の話の中にそれが活かされる

1 3 番 再開とかしないのですか。

議長 2年間の間で再開しないといけない。何月何日に行くというのは決まってないとして。

1 3 番 たしか忘れたけれどもどういう進め方をするのが議論しなきゃいけないという話だったと思うけどそれはもうなくなったということですか。

議長 少なくとも今回の地域計画で定められている地域単位でそれを作らなければいけない。7つの地域。それをこの2年間で作らなくてはならない。そう簡

単にできるもんじゃあないけどそれが求められている。あせらなければいけないのだけど当面沖浦が今から来週で。当面動けるとこから進めようというのが今の地域計画のとっかかりです。柑橘組合があるところは、安下庄と日良居と久賀はある程度まとまり話しやすい。椋野の水田農家をどうするのか。問題はそれ以外の所をどうやって作っていくのかが結構面倒。特に旧大島町と旧東和町。なかなかとっかかりがないのが難しいところ。沖浦に関しては当面今のハード事業推進しようとしているところだから話し合いがしやすいからまずは沖浦で話をしている。

皆様から他にご意見ご質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。多岐にわたる業務を展開していかなければならないけっこう厳しい状況にあるということがおわかりいただけるかと思います。

では、以上をもちまして第 94 回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和5年8月15日開催の第94回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和5年 9月 日

周防大島町農業委員会会長_____

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____

周防大島町農業委員_____